

東アジア文化都市  
2025 鎌倉

CULTURE CITY OF EAST ASIA  
2025 KAMAKURA

認証事業 募集要項

【対象事業期間】

令和7年（2025年）3月 1日（土）～12月31日（水）

【募集期間】

令和7年（2025年）2月20日（木）～11月28日（金）17:00



【お問い合わせ】

東アジア文化都市 2025 鎌倉市実行委員会 事務局

（鎌倉市東アジア文化都市事業担当 内）

電話：0467-23-3000（代表）（受付時間：平日 8:30～17:00）

メール：east-asia@city.kamakura.kanagawa.jp

URL：https://culturecity-kamakura2025.com



※下記の受託事業者から、提出書類等に関する事務連絡を行います。

特定非営利活動法人 アートネットワーク・ジャパン

メール：e-asia2025@anj.or.jp

令和7年（2025年）2月

東アジア文化都市 2025 鎌倉市実行委員会

# 目次

---

1	認証事業の目的	1
2	認証の対象となる団体	2
3	認証の対象となる事業	2
4	認証の対象となる期間	2
5	認証した事業への支援	2
6	認証までのスケジュール	3
7	応募方法	3
8	事業の実施にあたっての注意事項	4
9	実績報告	4
10	認証事業の全体の流れ	5



## 1 認証事業の目的

「東アジア文化都市 2025 鎌倉市」を市全体で盛り上げていくため、東アジア文化都市の趣旨に合致し、鎌倉市の文化芸術の継続的な発展に寄与すると認められる事業又は活動を募集し、東アジア文化都市 2025 鎌倉市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が認証を行うことで情報発信等の広報支援を行うものです。

### \* 「東アジア文化都市」とは

日中韓文化大臣会合での合意に基づき、日本・中国・韓国の3か国において、文化芸術による発展を目指す都市を選定し、その都市において、現代の芸術文化や伝統文化、また多彩な生活文化に関連する様々な文化芸術イベント等を実施する文化庁の事業です。これにより、東アジア域内の相互理解・連帯感の形成を促進するとともに、東アジアの多様な文化の国際発信力の強化を図ることを目指します。

また、当該都市がその文化的特徴をいかして、文化芸術・クリエイティブ産業・観光の振興を推進することにより、事業実施を契機として継続的に発展することも目的としています。過去には、日本から奈良市や京都市が選定されており、2025年は鎌倉市が選定されました。2025年の中国・韓国の開催都市は、中国はマカオ特別行政区と湖州市、韓国は安城市が選定されています。

### \* 鎌倉市が取り組む意義・目的

東アジアの国々とともに発展してきた鎌倉のまちの成り立ちや今に引き継ぐ多様な生活文化を再認識・共有し、さらに磨きをかけることで、豊かな文化や共生の精神を次代に伝えるとともに、「平和都市宣言」を全国に先駆けて行ったまちとして、世界恒久平和への願いを世界に発信する機会とします。

### \* 「東アジア文化都市 2025 鎌倉市」のコンセプト

#### — 千年先の鎌倉へ、はじめの一步 —

約千年前に誕生した鎌倉の文化は、  
大陸との交流をゆるやかに繰り返しながら  
海と山に囲まれた美しい風土のなかで  
独自の雰囲気醸し出すまちへと育てられた。

千年もの豊かさが、この地で暮らす人や  
訪れる人の心をつかみ、温め、ほぐしてくれる。

“鎌倉”を、もう千年先へ継承していくため  
いま、わたしたちがすべきこと、しておきたいことは何なのか？  
未来を担う子どもたちが、いつか自分の子どもたちに胸をはれるまちにする。  
そこは豊かな自然と文化が調和し、人々の平和への願いとやさしさに溢れたまち。  
新たなる千年の歴史が、あなたの一步からはじまる。

## 2 認証の対象となる団体

認証事業に申請できる者は、規約・定款等を有し、かつ代表者及び役員等が置かれている団体（任意団体を含む。）とします。

※上記を満たしても、次に該当する場合は対象となりません。

- 団体が鎌倉市暴力団排除条例(平成 23 年 10 月鎌倉市条例第 11 号)第 2 条第 2 号に定める暴力団又は同条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等に該当する場合。
- 団体又は団体の構成員が鎌倉市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に定める暴力団員等と密接な関係を有していると認められる場合。

## 3 認証の対象となる事業

認証の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たす事業とします。

- |   |
|---|
| <p>(1) 鎌倉市内で実施される事業又は活動であること。</p> <p>(2) 次のいずれかの要素を付加した事業又は活動であること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 地域資源を活かした文化の魅力の国内外への発信</li><li>イ 青少年が伝統文化に触れる機会の創出</li><li>ウ 文化と他分野との協働による地域・社会課題への対応</li><li>エ 文化を担う次世代の育成</li></ul> |
|---|

※上記にかかわらず、次に掲げる事業又は活動は対象となりません。

- 広く一般に公開されない事業
- 政治的又は宗教的な宣伝意図を有する事業
- 公序良俗に反する事業
- その他認証事業の趣旨に照らし実行委員会が不相当と認める事業

## 4 認証の対象となる期間

認証の対象となる期間は、次のとおりです。

<対象期間>

令和 7 年（2025 年）3 月 1 日（土）～12 月 31 日（水）

## 5 認証した事業への支援

認証事業は、東アジア文化都市 2025 鎌倉市公式ウェブサイト、SNS 等の広報媒体に事業の概要等を掲載し、実行委員会の実施する事業と一体的に情報発信を行います。

## 6 認証までのスケジュール

- (1) 募集期間  
令和7年(2025年)2月20日(木)～11月28日(金)17:00
- (2) 審査  
書類審査を行います。
- (3) 認証決定  
申請を受け付けてから10営業日以内に、認証の可否を通知します。

## 7 応募方法

東アジア文化都市 2025 鎌倉市公式ウェブサイトの申請フォームからご応募ください。

(公式ウェブサイト URL : <https://culturecity-kamakura2025.com>)



### 【受付期間】

令和7年(2025年)2月20日(木)～11月28日(金)17:00

### <添付書類>

以下の書類を申請フォームにアップロードしてください。(様式等は、公式ウェブサイトからダウンロードしてください。)

- 団体概要書(様式4)
- 団体の規約・定款等
- 団体の役員及び構成員の名簿
- 事業の写真又はチラシ等のデータ(過去に同様の事業を実施している場合)  
※公式ウェブサイト、SNS等での事業周知に使用します。

※事務局への郵送、持込は原則受け付けておりません。(申請フォームからの申請が困難な場合は、個別にご相談ください。)

※申請に要した経費は申請者が負担するものとします。



## 8 事業の実施にあたっての注意事項

### (1) 「東アジア文化都市 2025 鎌倉市」認証事業の表示

認証事業は、チラシ、ポスター、プログラム等の印刷物やウェブサイト等に、ロゴマーク及び認証事業であることを表示してください。

ロゴマークのデザインやその他使用のルールについては、「ロゴマークガイドライン」を遵守してください。

### (2) 関係者による視察、訪問、撮影等への協力

事業実施期間中に、関係者による視察、訪問、撮影等が行われる場合がありますので、ご協力をお願いします。

### (3) 事業の経過報告

事業の進行状況について、必要に応じ経過報告をしていただくことがあります。

### (4) 記録写真の撮影

事業実施の記録写真を必ず撮影してください。事業終了後の実績報告において、3枚以上の記録写真を提出してください。

### (5) アンケート等の実施

参加者、出演者等にアンケートを実施するなど、事業実施による成果・効果を把握するよう努めてください。なお、アンケートを実施した場合は、集計結果を報告してください。

### (6) 事業の内容変更又は中止について

採択決定後に、事業の内容を変更又は中止する場合については、変更又は中止する前に「事業変更・中止申請書」を提出する必要があります。ただし、広報媒体に掲載している内容や予算に影響を及ぼさないような軽微な変更の場合の提出は不要です。

**※申請書の提出前に、必ず担当までご相談ください。**

## 9 実績報告

事業終了後 30 日以内又は令和 8 年（2026 年）1 月 30 日（金）のいずれか早い方の日までに、認証決定の通知の際に案内する方法により下記書類をデータで提出してください。

（様式等は、公式ウェブサイトからダウンロードしてください。※3月中旬公開予定）

### <提出書類>

- 実績報告書（様式 11）
- 事業実績内訳書（様式 8）
- 記録写真（3 枚以上）
- アンケート調査の結果（アンケートを実施した場合）
- その他参考資料（チラシ、パンフレット等）

※事務局への郵送、持込は原則受け付けておりません。（指定の方法による提出が困難な場合は、個別にご相談ください。）

※報告に要した経費は申請者が負担するものとします。

## 10 認証事業の全体の流れ

